

運営指導による指摘事項の具体的事例(令和7年度)

サービス種別:地域密着型サービス

項 目	指 摘 内 容
運営基準	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていなかったため、記載すること。 掲示されている運営規定が物で遮られているため、見やすくすること。 重要事項説明書に掲載している協力医療機関を現在の情報および正しい内容に修正すること。
勤務体制	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、勤務形態を記載すること。
運営推進会議	運営推進会議の出欠確認について、開催時期等がわかるように作成すること。
保管	被保険者証、介護保険負担割合証の写しの保管がされていないものが散見されたので確認に努めること。
研修	当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修計画には、研修期間、実施時期等も定めること。
事故報告	事務報告書種別フローについて、重大事故報告書を1週間以内最終報告となっているが国通知に則り、5日以内に報告と修正すること。
虐待通報	虐待の通報において、速やかに市町村に通報されるようマニュアルを見直すこと。
介護給付費(加算)	入院時情報連携加算について、入院先に提供する利用者に係る必要な情報として、サービスの利用状況を提供していなかったケースが確認されたため、サービスの利用状況も提供すること。
掲示	入居者の情報を含む送りノートについて、個人情報保護の観点から適切に管理を行うこと。
同意	個人情報使用に係る同意について、代理人の続柄を明確にすること。 また家族の個人情報使用について、利用者家族の代表者から同意を得ている旨を明確にしておくこと。
計画作成関連	モニタリングについて、実施の記録は確認できたものの、評価の記載が確認できないケースがあった為、居宅サービス計画の実施状況等の把握だけでなく、介護支援専門員の評価も記載すること。
	居宅サービス計画の長期目標、短期目標の期間が同期間であるケースが確認された為、適切な期間とすること。

サービス種別：居宅介護支援

項 目	指 摘 内 容
運営規定	運営規定に記載されている営業時間と重要事項説明書の営業時間および苦情相談の受付窓口時間の整合性を保つこと。 第三者評価の実施状況等について、重要事項説明書に記載をすること。
介護給付費(加算)	退院・退所加算(Ⅰ)口・(Ⅱ)口・(Ⅲ)の加算の算定について、病院又は診療所の退院によるカンファレンスを開催する場合、入院中の保険医療機関の保険医もしくは看護師等とは別に以下の出席者が必要 ＜カンファレンス出席者＞ ① 在宅療養担当医療機関の保険医もしくは看護師等 ② 歯科医師もしくはその指示を受けた歯科衛生士 ③ 保険薬局の保険薬剤師 ④ 訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士 ⑤ 介護支援専門員または相談支援専門員 ①～④のいずれか2者以上(同一機関で2者以上の場合は1者とする)
計画作成関連	居宅サービス計画作成時にサービス担当者会議の照会として意見を聴取した場合、そのやむを得ない理由を居宅介護支援経過に詳細に記載すること。
	居宅サービス計画を指定居宅サービス事業者等に交付した後は居宅サービス計画を求めた記録に加え、收受し、居宅サービス計画書に沿った内容であるか確認すること。
同意	介護支援専門員が作成した居宅サービス計画について、利用者又はその家族から署名・同意を得て、交付すること。
	個人情報使用に係る家族の同意について、利用者家族の代表者から同意を得ていることを明確にしておくこと。
苦情処理	苦情処理を受け付けた記録については、担当者だけでなく管理者にも共有し、検討したうえで対応すること。
虐待防止	虐待防止委員会の開催内容について、『虐待の防止のための指針』に基づいて対応し、協議結果については従業者に周知徹底をはかること。

サービス種別:総合事業第1号訪問・通所

項 目	指 摘 内 容
運営基準	運営規程・重要事項説明書に掲載している市町村の相談・苦情受付窓口を現在の情報に修正すること。
	第三者評価の実施状況等について、重要事項説明書に記載をすること。
重要事項説明書・契約書	重要事項説明書及び契約書において、同意署名されている代理人についての続柄を明確にすること。
同意	個人情報使用に係る同意について、および家族の個人情報使用について、利用者家族の代表者から同意を得ている旨を明確にしておくこと。
虐待防止	虐待防止マニュアルにおいて、虐待類型を整理し内容記載すること。
苦情対応	苦情受付対応について、マニュアルを整理すること。
事故発生対応	事故発生時対応について、マニュアルを整理すること。